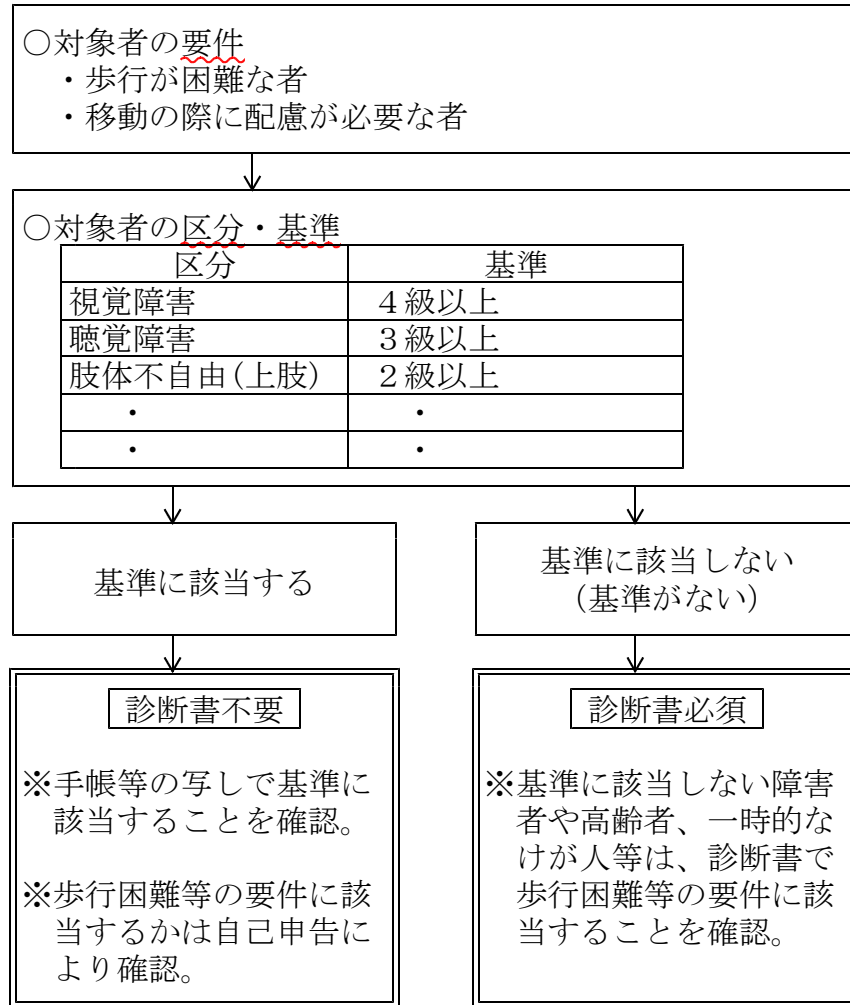


検討資料

1 対象者
(⇒許可証の交付基準)

※ 基本的な考え方



※ 論点

1-1 対象者の要件

左記のとおりでよいか。

1-2 対象者の区分・基準

答申案「別表」で検討中。

「基準」 = 「歩行困難又は移動の際に要配慮」であることが
推定される者 ⇒ 診断書不要

(例) 視覚障害4級以上の者は、要件(歩行が困難、移動の際に配慮が必要)に該当することが推定される。

↓
診断書不要。自己申告のみでOK。(5級以下の者は、要件に該当することを診断書で証明する必要がある。)

(参考) 診断書の必要性

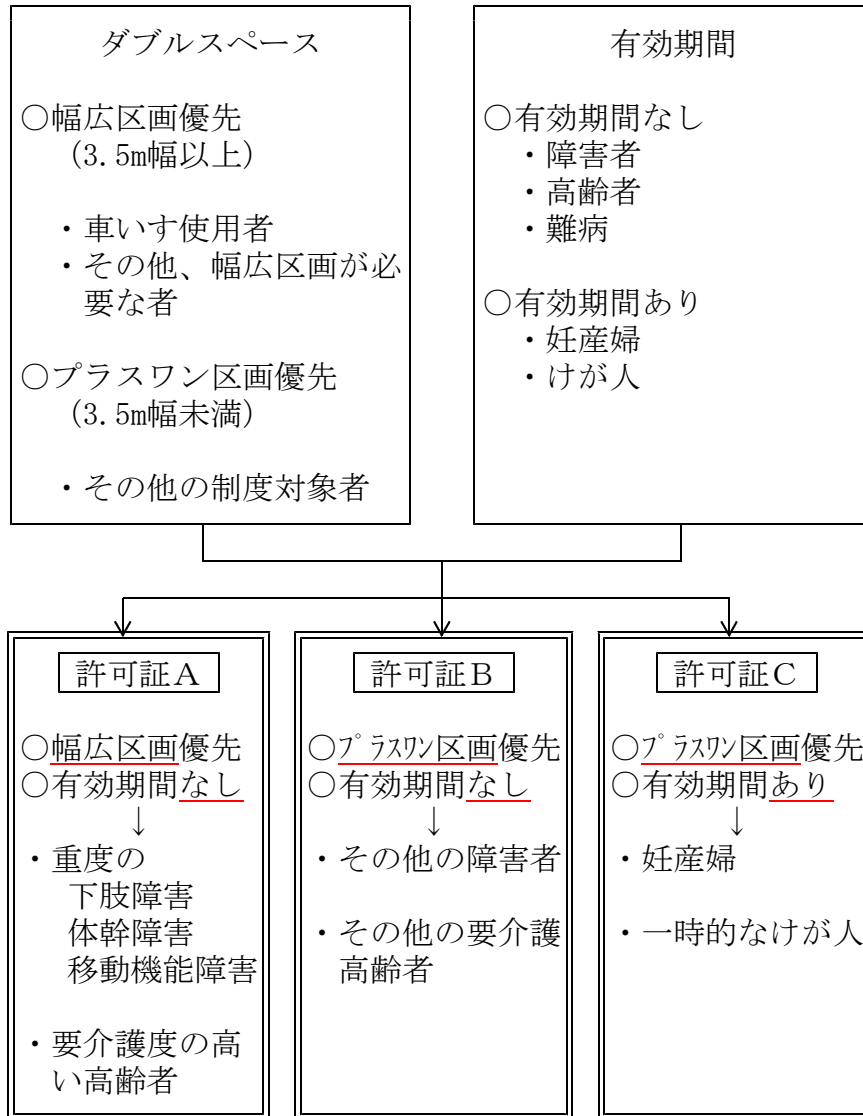
上肢、知的、精神、要介護、難病には診断書を求めるか。

⇒診断書を求める場合の検討課題

- ・「基準」の見直しが必要。
- ・申請者の負担、医師の負担。
- ・手続が煩雑→制度自体の広がりに影響か。

2 ダブルスペース、有効期間
(⇒許可証の種類)

※ 基本的な考え方



※ 論点

2-1 ダブルスペース
導入することでよいか。

2-2 有効期間
左記のイメージでよいか。

2-3 許可証の種類
左記のイメージでよいか。

(参考) さらに「自ら運転する者」を優先する制度とするか。

- ⇒優先する場合の検討課題
- ・許可証の種類の見直しが必要。
 - ・有効期間の設定が必要。

※ 許可証の種類イメージ

		対象者	区画	有効期間
他府県制度	許可証A	車いす使用者、障害者、高齢者	車いす使用者が 幅広区画優先 (自主判断)	なし(長期)
	許可証B	妊産婦、怪我人		あり(短期)

↓ 車いす使用者がより利用しやく

基本案	許可証A	車いす使用者	幅広区画優先	なし(長期)
	許可証B	障害者、高齢者	プラスワン区画優先	なし(長期)
	許可証C	妊産婦、怪我人	プラスワン区画優先	あり(短期)

↓ 自ら運転する者を優先

建築士会案	許可証A	<u>自ら運転する</u> 車いす使用者	幅広区画優先	<u>あり</u>
	許可証B	<u>自ら運転する</u> 障害者、高齢者、妊産婦、怪我人	プラスワン区画優先	<u>あり</u>
	許可証C	<u>自ら運転しない</u> 障害者、高齢者のうち幅広区画が必要な者	幅広区画優先	あり

↓ 基本案と建築士会案の中間をとって

中間案	許可証A	<u>自ら運転する</u> 車いす使用者	幅広区画優先	<u>あり</u>
	許可証B	障害者、高齢者	プラスワン区画優先	なし(あり)
	許可証C	妊産婦、怪我人	プラスワン区画優先	あり